

## 鮭川村地域活性化起業人（副業型）募集要項

本村では、総務省の「地域活性化起業人制度（副業型）」を活用し、DX推進に係る業務に副業として従事いただける人材を募集します。

### 1 事業概要

本村と山形市を除く、三大都市圏内もしくは三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業の社員との間で契約を締結し、そのノウハウや知見を活かし、本村の指定する業務に従事していただきます。

### 2 募集内容

本村のDX推進に関して、以下の業務を職員と連携しながら行います。

- (1) DX推進計画策定支援
- (2) 行政DX支援や村民のDX支援
- (3) システム導入時のガイドライン作成および職員への利用促進
- (4) セキュリティに関するルールづくり、職員教育
- (5) その他関連業務

### 3 募集条件

- (1) 任用・契約形態

総務省の「地域活性化起業人制度（副業型）」に基づき、個人と契約を締結します。

- (2) 活動期間

6ヵ月以上3年以内

- ・最短で令和8年7月1日からの活動となりますが、具体的な受入開始月日は協議の上決定します。

- (3) 勤務・活動場所

リモートワークもしくは、鮭川村役場（総務課DX推進係）等

- (4) 勤務・活動形態

月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務に従事し、本村における滞在日数が月1日以上であることを条件とします。

- (5) 募集人数

1名

### 4 派遣社員の要件

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）または指定都市等に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後3月未満の者、企業等からの派遣の際、現に本村の区域に勤務する者を除く。
- (2) 勤務する企業から、副業・兼業の許可を得られる（または既に得ている）こと。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (4) 地方公務員法第34条の服務規程（守秘義務等）を遵守し、協調性を持って業務に取り組めること。

### 5 求める人物像

### (1) 必須条件

- ・DX推進に関する知識を有し、本村のDX推進に向けた強い意欲を持てる方
- ・業務遂行にあたり、本村の職員や関係機関等と柔軟かつ円滑にコミュニケーションをとることができる方

### (2) 歓迎条件

- ・デジタル機器やITインフラに関する専門知識をお持ちの方
- ・自治体または企業におけるDX推進・業務改革（BPR）の支援経験がある方
- ・自ら課題を発見し、周囲と連携しながら主体的に業務を遂行できる「プレイングマネージャー」的な動きができる方

## 6 費用負担

副業期間中に要する報償費等に係る経費と、移動に係る旅費として、それぞれ年間100万円を限度（合計の上限200万円）として予算の範囲内で負担します。報償費は月額83,300円とします。

※副業の開始が年度途中となる場合は、月割りで計算します。

※具体的な金額及び支払方法は、協議の上契約書にて定めます。

※予算成立を条件とします。

## 7 募集期間

随時募集し、募集人数に達し次第、募集を終了します。

## 8 申込手続

メールまたは郵送により下記の応募書類を提出してください。

- ・鮭川村地域活性化起業人（副業型）申込書
- ・所属企業の副業許可証の写し（または、副業許可が得られる見込みであることを証明できる書類）
- ・派遣予定者経歴書（任意様式）

## 9 応募後の流れ

- (1) 書類審査を行います。
- (2) 申込書類を基に、候補者と面談を実施し、選考します。
- (3) 選考後、受入条件や費用負担等について協議を行い、契約を締結します。
- (4) 契約に基づき、業務（受入れ）を開始します。

## 10 その他

この要項に定める以外の必要事項については、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱及び契約書の定めるところによります。

## 11 申込み・問合せ先

鮭川村むらづくり推進課

住所：〒999-5292 山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7

E-mail：[kouryu@vill.sakegawa.yamagata.jp](mailto:kouryu@vill.sakegawa.yamagata.jp) TEL：0233-55-2111